

議案第6号

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市介護保険条例（平成17年条例第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>（保険料率）</p> <p>第4条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,100円</u>とする。</p> <p><u>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、41,800円とする。</u></p> <p><u>4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、48,500円とする。</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第4条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,100円</u>とする。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八幡浜市介護保

険条例第4条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する介護保険料に係る軽減強化を図るため。